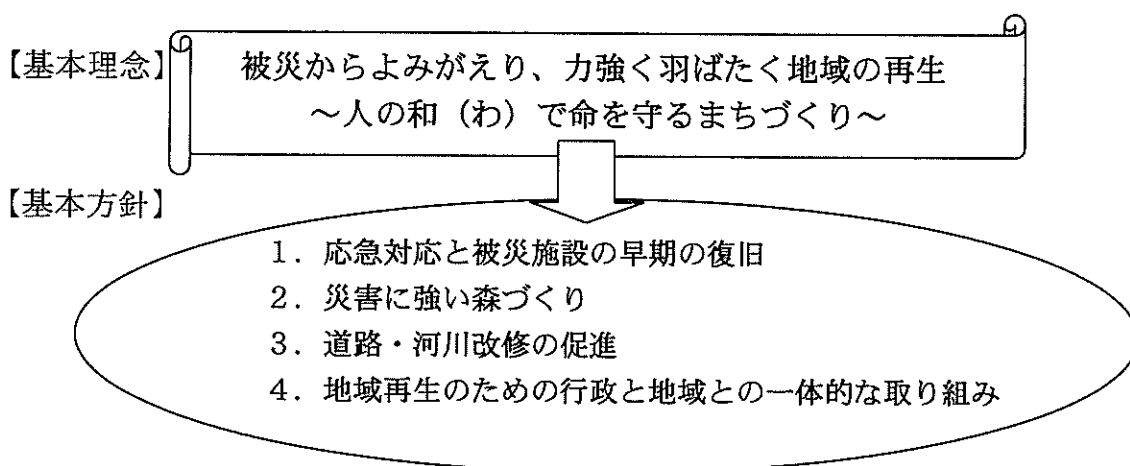


5章. 復興に向けた基本方針と目標

5-1. 基本方針

本復興計画においては、災害により甚大な被害を受けたまちが、一日も早く復旧して市民が元の暮らしを取り戻すこと、また、同じような災害が起こらないよう地域と協力して安全で安心なまちづくりを目指します。

さらには、この災害を契機に宍粟市が新たに自然とともに輝くまちとなることを目指します。



5-2. 計画の目標

本復興計画では、本委員会で決定した「基本方針」そのものが、直接的に「計画の目標」となるため早期かつ着実に実現することを目指していきます。

【計画の目標】

目標1：応急対応と被災施設の早期の復旧

目標2：災害に強い森づくり

目標3：道路・河川改修の促進

目標4：地域再生のための行政と地域との一体的な取り組み

5-3. 計画の期間

復興については、災害復旧事業など原形復旧を主とするもの、災害を未然に防ぐ事業を主とするもの、また、地域と連携・協働しながら新たな視点で創造するまちづくり事業を主とするものを通して、地域と行政が一体となって計画実現に向けた取り組みを進めます。

また、計画の進捗状況を把握し、社会環境や経済情勢の変化に対応しながら、着実に復興が進むようフォローアップを行います。

なお、計画期間は、本年度策定する宍粟市総合計画後期基本計画^{(注)1}などを考慮し、被災年度（平成21年度）から平成27年度までとします。

(注)1・・・宍粟市総合計画の中の基本計画であり、後期期間は平成23年度～平成27年度となっています。

5-4. 計画の位置づけ

本復興計画は、宍粟市総合計画のもと、地域の意向や、本委員会での協議及び意見を踏まえたうえで策定しました。

また、本計画を宍粟市地域防災計画や災害対応マニュアルなどに反映させるとともに、各事業を推進します。

